

# 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨 応急仮設住宅の建設について

石川県土木部建築住宅課

- 1. 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨における整備状況**
2. 応急仮設住宅とは
3. 課題と今後について
4. 参考資料

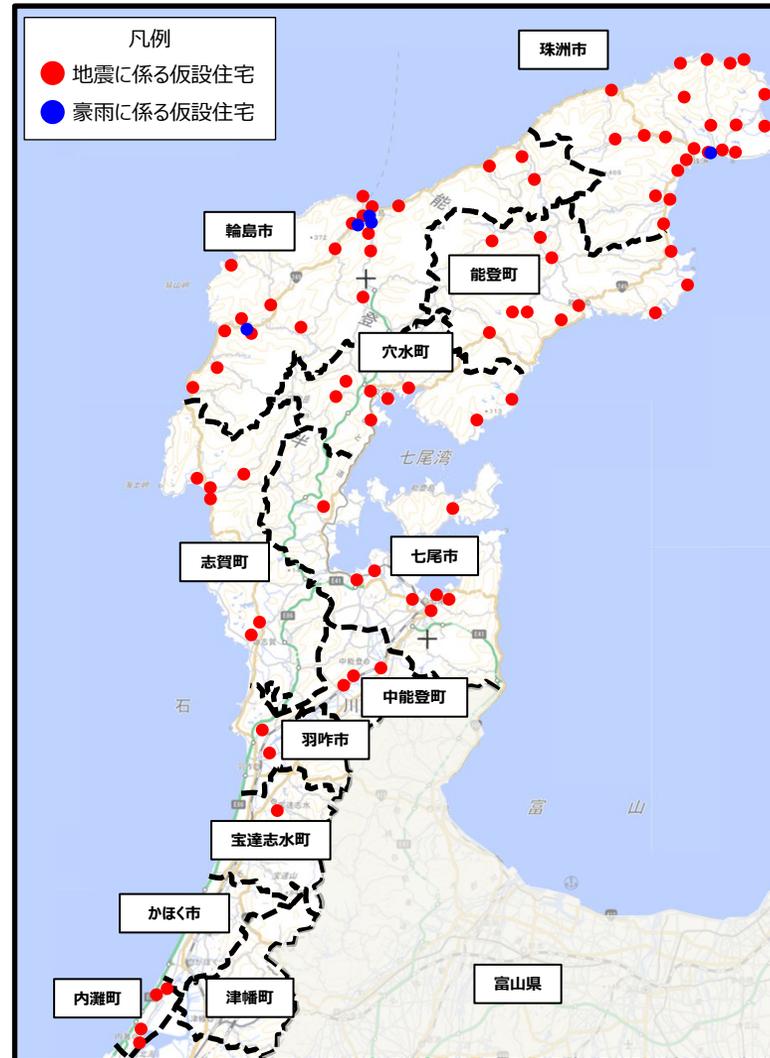
# 応急仮設住宅の整備状況

## 仮設住宅の整備 (7,168戸)

**【地震】** 6,882戸 ➤ **全て完成**  
 (~令和6年12月23日)  
 [豪雨による浸水被害も全て復旧完了]

**【豪雨】** 286戸 ➤ **全て完成**  
 (~令和7年 3月28日)

## 応急仮設住宅の位置図



### 仮設住宅戸数 (地震)

市町名	団地数	戸数
七尾市	13	575
輪島市	44	2,897
珠洲市	45	1,718
羽咋市	2	67
内灘町	6	95
志賀町	10	393
宝達志水町	1	4
中能登町	3	30
穴水町	19	532
能登町	16	571
合計	159	6,882

### 仮設住宅戸数 (豪雨)

市町名	団地数	戸数
輪島市	4	264
珠洲市	1	22
合計	5	286



釜屋谷町第1団地 (輪島市)

# 応急仮設住宅の住棟タイプ

○被災者及び市町の意向、用地の状況、応急仮設住宅の供給能力、優先度等を勘案し決定

構造	プレハブ	木造	
概要	迅速かつ大量に供給し、避難生活を早期解消するもの	市町有住宅に位置づけることで、恒久的な住まいとすることが可能	
入居期間	原則2年間（状況により延長）	原則2年間（2年後市町有住宅へ転用可の仕様とする）	
工期	約1～2ヶ月	約2ヶ月～3.5ヶ月	
場所	市町有地、学校グラウンドなど	従前のお住まいの近くなど	
完成戸数	<b>5,565戸</b> (77.6%)	<b>1,570戸</b> (21.9%)	<b>33戸</b> (0.5%)
外観	長屋（従来型）	長屋（まちづくり型）	戸建風（ふるさと回帰型）
	<p>三崎町第1団地（珠州市）</p>	<p>三井町第1団地（輪島市）</p>	<p>下唐川第2団地（穴水町）</p>

# 従来型 プレハブ軽量鉄骨造 平屋建 (プレ協)



## マリントウン第2団地 【2DKほか】 輪島市 同構造の事例



外観



各住棟



談話室



洋室・台所



洗面所・便所



浴室



## 建設工事の流れ



着工前



H鋼基礎



建方 1



建方 2



受水槽・浄化槽



内装 (仕上)



内装 (断熱)



内装 (下地)

# 従来型 木造 ムービングハウス 平屋建 (MH協会)



## マリントウン第1団地 【2DKほか】 輪島市 同構造の事例



外観



各住棟



集会所



洋室・台所



洗面所・便所



浴室

## 建設工事の流れ



着工前



ユニット制作 1



ユニット制作 2



ユニット完成



受水槽・浄化槽



ユニット設置



ユニット運搬



平板基礎

# 従来型 木造 トレーラーハウス 平屋建 (RV・TH協会)



## とき第1団地 【2DKほか】 志賀町



外観



各住棟



談話室



洋室



浴室

## 建設工事の流れ

ユニット輸送前



ユニット輸送中



ユニット設置完了



## 三井町第1団地 【2DKほか】 輪島市



外観



各住棟



集会所



和室・洋室



洗面所・便所



浴室

## 建設工事の流れ



着工前



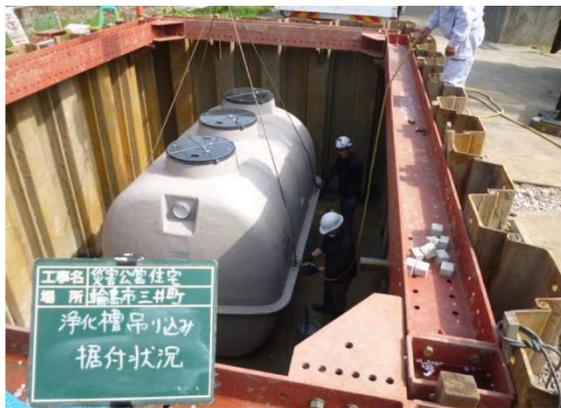
地盤改良



べた基礎



建方



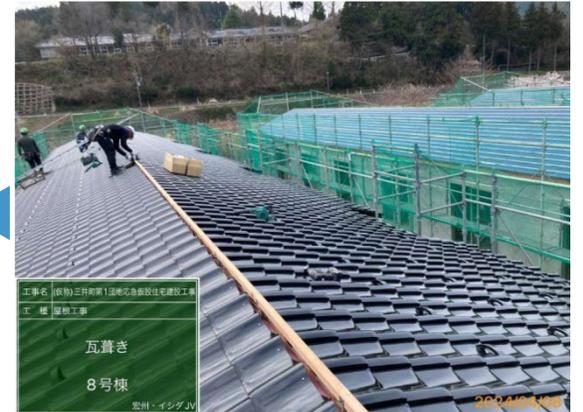
浄化槽



内装



外壁



屋根

### 室団地 【2DKほか】 内灘町



外観



各住棟



屋根付通路



台所・洋室・和室



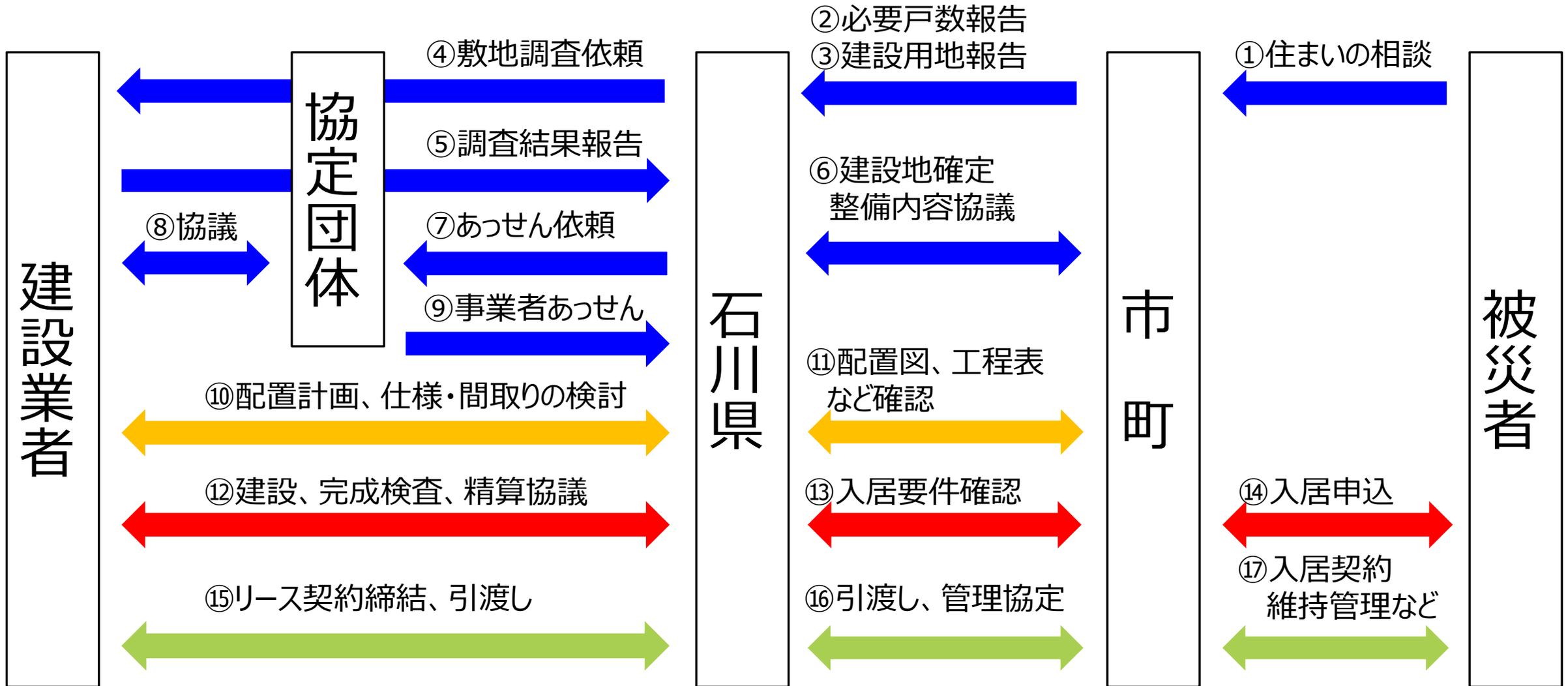
便所



浴室

1. 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨における整備状況
- 2. 応急仮設住宅とは**
3. 課題と今後について
4. 参考資料

# 応急仮設住宅の建設の流れ



# 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定



- 災害時における応急仮設住宅の建設は1日を争う迅速な建設が必要
- 協定による県の建設依頼に基づき、協会団体の建設業者の斡旋を受け、迅速な建設が可能
- 今回、被災範囲が広範でより迅速に大量の仮設住宅の建設を図るため、複数団体と締結

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

## 協定書の例

(趣旨)  
第1条 この協定は、石川県地域防災計画に基づく災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、石川県（以下「甲」という。）が一般社団法人石川県木造住宅協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)  
第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅をいう。

(所要の手續)  
第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)  
第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建築)  
第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町の長に委任した場合は、当該市町の長。次条において同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。（費用の負担及び支払）

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。  
2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)  
第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては石川県土木部建築住宅課、乙においては一般社団法人石川県木造住宅協会担当部とする。

(報告)  
第8条 乙は、住宅建設について、協力できる生産能力及び建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対して随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)  
第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による申出がないときは、有効期間は同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(適用)

第12条 この協定は、令和6年1月18日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年1月18日

## ○含まれるもの

- ・建設業者のあっせんの協力
- ・生産・建設能力、業者名簿の報告

## ×含まれないもの

- ・金額、建物仕様、調達方法 など

# 応急仮設住宅の住棟タイプ

○被災者及び市町の意向、用地の状況、応急仮設住宅の供給能力、優先度等を勘案し決定

構造	プレハブ	木造	
概要	迅速かつ大量に供給し、避難生活を早期解消するもの	市町有住宅に位置づけることで、恒久的な住まいとすることが可能	
入居期間	原則2年間（状況により延長）	原則2年間（2年後市町有住宅へ転用可の仕様とする）	
工期	約1～2ヶ月	約2ヶ月～3.5ヶ月	
場所	市町有地、学校グラウンドなど	従前のお住まいの近くなど	
団地規模	30～100戸以上	10～50戸程度	5～10戸程度
外観	長屋（従来型）	長屋（まちづくり型）	戸建風（ふるさと回帰型）
	<p>三崎町第1団地（珠州市）</p>	<p>三井町第1団地（輪島市）</p>	<p>下唐川第2団地（穴水町）</p>

# ふるさと回帰型

## ○ 入居の流れ

<地元・市町>

- ・土地の確保
- ・入居者とりまとめ

市町から  
建設要請

<県>

- ・仮設住宅建設

完成後  
2年程度住まい  
(無償)

入居期間  
終了後

<市町>

- ・市町有住宅に転用
- ・被災者に**有償貸与**

仮設期間後も  
住まいを継続

一定  
期間後

<地元・市町>

- ・希望があれば  
入居者に**有償譲渡**

恒久的な住まいに

- ・集落空地、共有地等（無償）
- ・5~10戸程度建設可（一個人のための建設は不可）

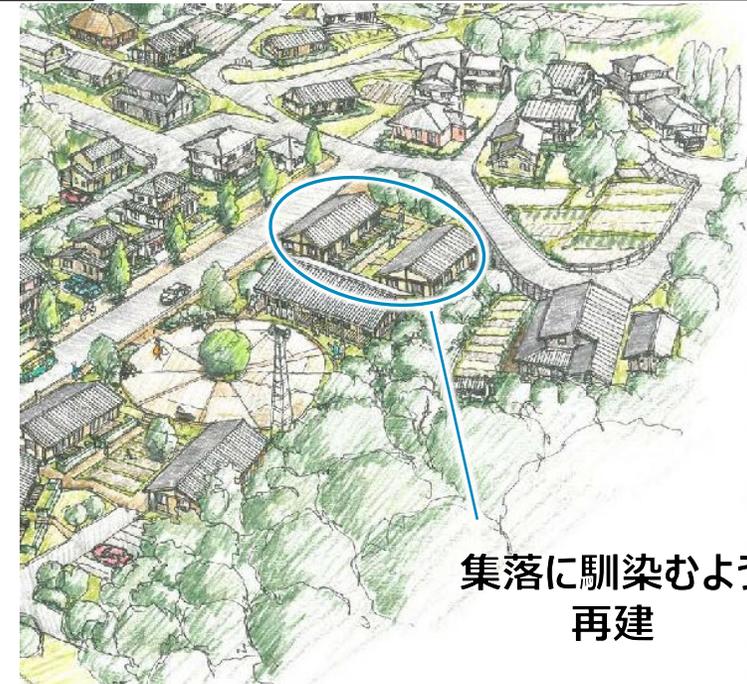
[メリット]

- ・**自宅再建が困難な方でも、将来にわたり、地元に住み続けられる**

[デメリット]

- ・**入居までに時間がかかる**（土地選定や土地所有者との合意）
- ・**土地は市町への寄付**が基本（将来、市町有住宅とするため）

⇒ 市町を通じて、地域のニーズを丁寧に把握しながら、建設を進めた。



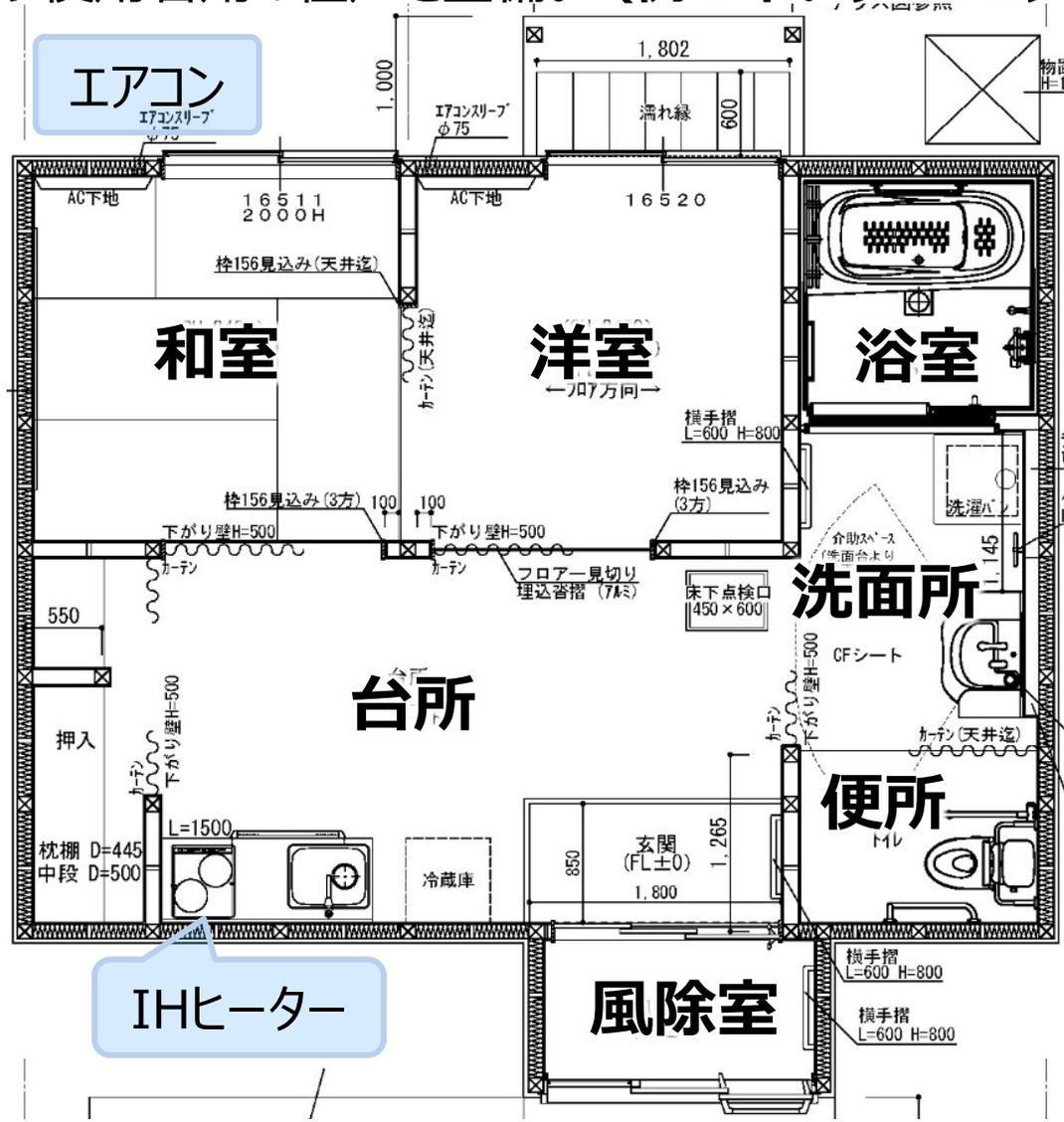
集落に馴染むよう  
再建

# 応急仮設住宅の間取り

広さは構造形式に関わらず、1~2人用 (20m<sup>2</sup>)、2~4人用 (30m<sup>2</sup>)、4人以上 (40m<sup>2</sup>) の3タイプを基本。その他車いす使用者用の住戸を整備。(例：車いす2DKタイプ)

玄関、便所、浴室に  
手すりを設置

木造住宅で2室以上  
ある場合、1室を和室



洗面所・浴室・便所

車いす対応

住戸内は段差なし

寒冷地仕様  
(壁等に断熱材、窓に  
断熱サッシを採用)

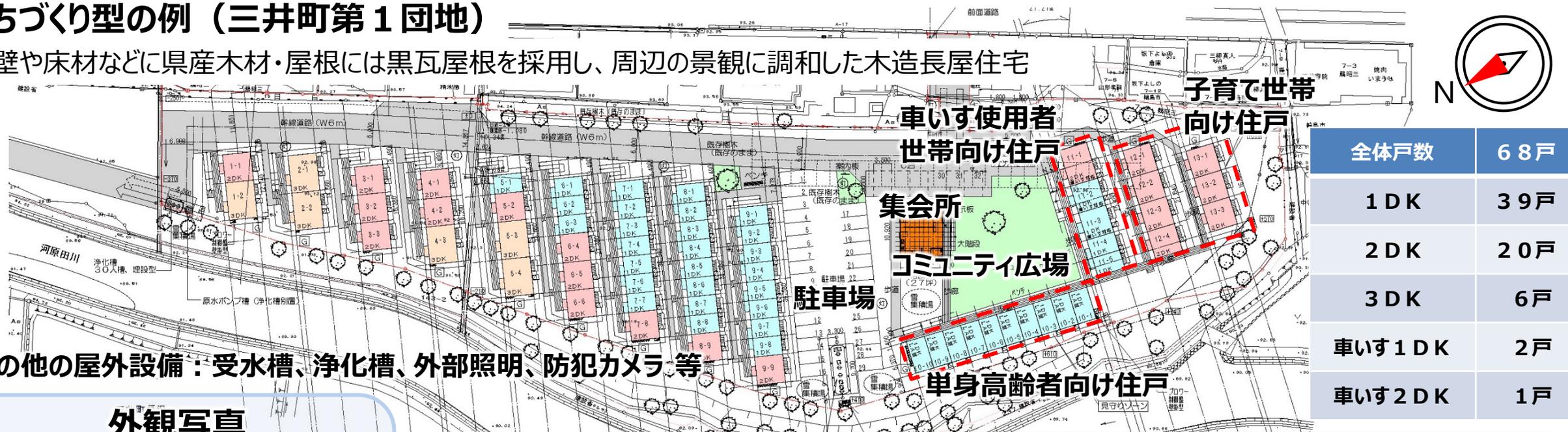
台所

車いす対応

# 応急仮設住宅の団地整備

## まちづくり型の例（三井町第1団地）

外壁や床材などに県産木材・屋根には黒瓦屋根を採用し、周辺の景観に調和した木造長屋住宅



全体戸数	68戸
1DK	39戸
2DK	20戸
3DK	6戸
車いす1DK	2戸
車いす2DK	1戸

その他の屋外設備：受水槽、浄化槽、外部照明、防犯カメラ等

### 外観写真



### 各住棟 (バリアフリー対応)



スロープと屋外廊下を設置

### コミュニティゾーン (見守り)

#### 集会所 (90m<sup>2</sup>)



#### コミュニティ広場



広場を中心に、集会所、子育て世帯向け、車いす使用者向け、単身高齢者向け住戸を木製デッキでつないで配置

1. 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨における整備状況
2. 応急仮設住宅とは
3. **課題と今後について**
4. 参考資料

- 今回の地震では様々な要素が仮設住宅建設の障害となった。
  - ・ **インフラの被害**
    - 道路の被害により金沢から現地に行くのに長時間かかり、**現地での作業時間が短くなった。**
    - 電気、上下水道の寸断により、**現地で宿泊ができなかった。**
  - ・ **材料不足**
    - 道路復旧と並行するため、**砕石、コンクリート、アスファルトなどが不足。**
  - ・ **人材不足**
    - **現地の建設会社も被災し、現地に宿泊場所がないため人が集めにくい。**
  - ・ **候補地の不足**
    - **敷地自体の被災**などにより候補地選定に時間がかかった。

## 1. 事前の準備

- できる限り多く選定（候補地自体の被災、道路の被災など）
- 自衛隊・消防などの活動場所、災害ごみ置き場などの調整
- 恒久住宅を想定する場合、各種法令、インフラの状況などを調べておけば、着手が早い。

## 2. ハザードエリアの取扱い

- どこまで許容するか？（レッドゾーン、がけ条例は×、浸水高さは？）
- 浸水想定区域等（ソフト対応：入居者への周知、避難路確保）  
（ハード対応：かさ上げ、排水ポンプ設置）

## 1. 事前の準備

- どのタイプの住宅を供給するか、供給量・速さなどを検討した上で、協定を結んでおくことが望ましい
- 協定を結ぶ前に、標準図や、竣工後の瑕疵補修やメンテナンス体制を確認しておくとい

## 2. 契約方式

- 石川県は全てリース契約
  - メリット 住宅建設から解体撤去まで一括で依頼できる  
財産登録等が不要
  - デメリット 引渡し時に契約したため、価格交渉が難航する場合あり

# 今後の課題（③追加工事）



## 入居後の要望により行った主な追加工事

### ①バリアフリー対応

障害や病気、身体能力が落ちたなどの理由により生活が困難な高齢者等が多く、手すりの追加設置を行った。

### ②外部照明設置

外部照明は設置していたが、一部の通路や駐車場が暗いという意見が出て、外部照明の追加工事を行った。

### ③駐車場舗装

駐車場は砕石敷きで整備し、冬季の除雪が困難という意見が出たが、救助費は認められず、基金事業として市町に実施してもらった。

## 仮設住宅入居状況 (5/1)

建設型は全て完成し、おおむね被災者が**応急的な住まいを確保**

1次避難所	1.5次避難所	2次避難所
約34,000人	約500人	約5,000人



建設型	賃貸型	公営住宅	合計
6,628戸	2,981戸	423戸	10,032戸
13,661人	6,590人	838人	21,089人

※いずれも最大数

## 住まいの移行方針



避難所



仮設住宅



自宅再建  
(購入・修理)

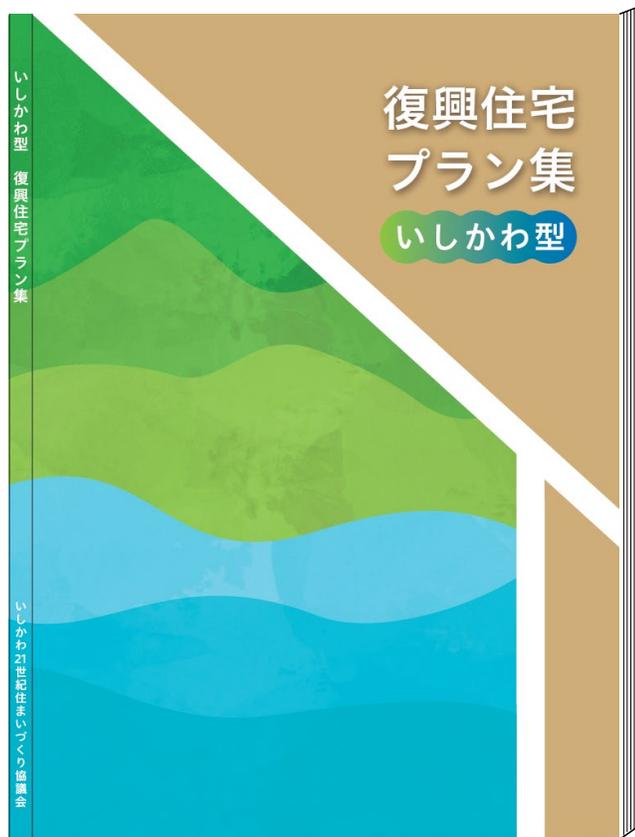
民間賃貸住宅

復興公営住宅  
(3,000戸程度)



# いしかわ型復興住宅モデルプラン集

- 住まいづくりの具体的なイメージを持てるよう「**地域とつながる新たな能登暮らし**」をテーマに、住宅の設計プランや、住まいの再建に関する各種支援制度を盛り込んだプラン集を作成
- **本日からホームページで公開** URL:<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/jyuutakupuran.html>   
順次、冊子を仮設住宅に入居する全世帯などに配布



## ① いしかわ型復興住宅モデルプラン

- ・ 55プラン（30グループ）  
夫婦・単身向け27プラン、ファミリー向け28プラン

## ② 住まいの再建に関する支援

- ・ 各種支援金の紹介  
住まいの再建支援策、自宅再建利子助成事業給付金、地域福祉支援臨時特例給付金 等

## ③ 資金計画と返済計画

- ・ 融資制度と返済シミュレーション

## ④ 宅地復旧や住宅耐震化の事例

- ・ 被災宅地等復旧支援事業の事例
- ・ 住宅の耐震改修工事の事例

リバースモーゲージ型  
住宅ローン  
の活用事例など

傾斜修復  
液状化対策  
の事例など

# モデルプラン例

## 強くコンパクトでエコな住まいの2LDK

**モデルプランの特徴とメッセージ**

- ・地震に強く、耐震等級3（最高等級）の平屋建て
- ・南側に大きな開口で明るく、広いベンチでのんびり
- ・家事動線を短く、家事楽設計

### 【いしかわ型復興住宅5つの要件】 提案内容

- ① コミュニティ** 南面に開口、広くゆったりとベンチで団らん
- ② 景観 (まちなみ)** 伝統的な黒瓦、外壁は街並みに調和した色彩
- ③ 地域特性** 軒の出を深くし、大きな玄関庇、柱材に県産材
- ④ 住宅の基本性能** 耐震等級3、断熱等級5、一次エネルギー消費等級6  
エコな住まい、バリアフリー住宅
- ⑤ コスト (費用)** コンパクト設計でコスト低減  
廊下をなくし床面積の低減によるコスト低減

### 施工者の基本情報 (連絡窓口)

代表社名 宏州建設(株)	所在地 石川県金沢市駅西本町1丁目3番15号	ホームページ2次元コード
代表者 山田 外志雄	担当者 山田 真大	
電話番号 076-263-5355	E-mail info@koshukensetsu.co.jp	

### 提案プランの概要

**構造・工法** 木造・在来軸組工法  
**延床面積・階数** 45.54㎡ (13.8坪)・平屋  
**標準工期** 4ヶ月  
**設計** 宏州建設株式会社  
**概算工事費** 1,738万円 (税込)  
**施工** 宏州建設株式会社

### 主な外部仕上げ

**屋根** 和瓦  
**外壁** 防火サイディング+アクリルリジン吹付  
**建具** アルミ建具 (YKK330)

### 主な内部仕上げ

**床** カラーフロア  
**壁** ビニールクロス  
**天井** ビニールクロス

### 概算工事費に含まれない費用

地盤調査、地盤改良費、屋外電気工事、  
 屋外給排水工事、エアコン、カーテン、  
 家具、申請費用、登記費用

平面図



立面図



内観パース



自由提案



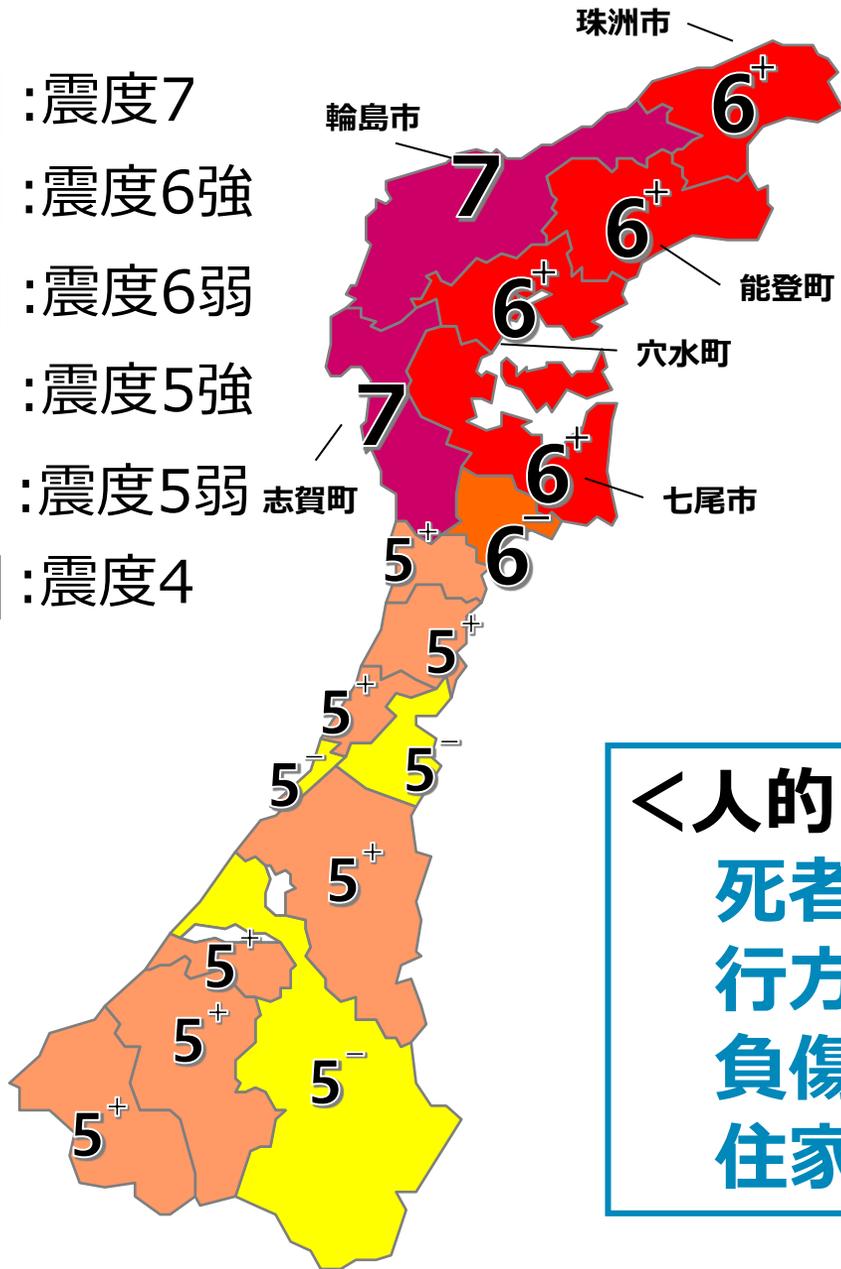
外観パース



1. 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨における整備状況
2. 応急仮設住宅とは
3. 課題と今後について
4. **参考資料**

# 令和6年能登半島地震の状況

- :震度7
- :震度6強
- :震度6弱
- :震度5強
- :震度5弱
- :震度4



発生時刻 令和6年1月1日16時10分頃

地震の規模 マグニチュード7.6 (最大)

県内の震度

- ・ **震度7** : 志賀町、輪島市
- ・ 震度6強 : 七尾市、珠洲市、穴水町、能登町
- ・ 震度6弱 : 中能登町  
(県内全19市町で震度4以上)

## <人的・住家被害の状況> 4/30時点

**死者** 574人 (うち災害関連死346人)

**行方不明者** 2人

**負傷者** 1,269人 (うち重傷 393人)

**住家被害** 116,069棟 (うち全壊 6,151棟)

# 能登半島地震の被害状況



道路閉塞・・・倒壊被害  
(珠洲市ほか能登地方全体)



火災被害・・・輪島朝市 (輪島市)



地盤隆起 (輪島市 (日本海側))

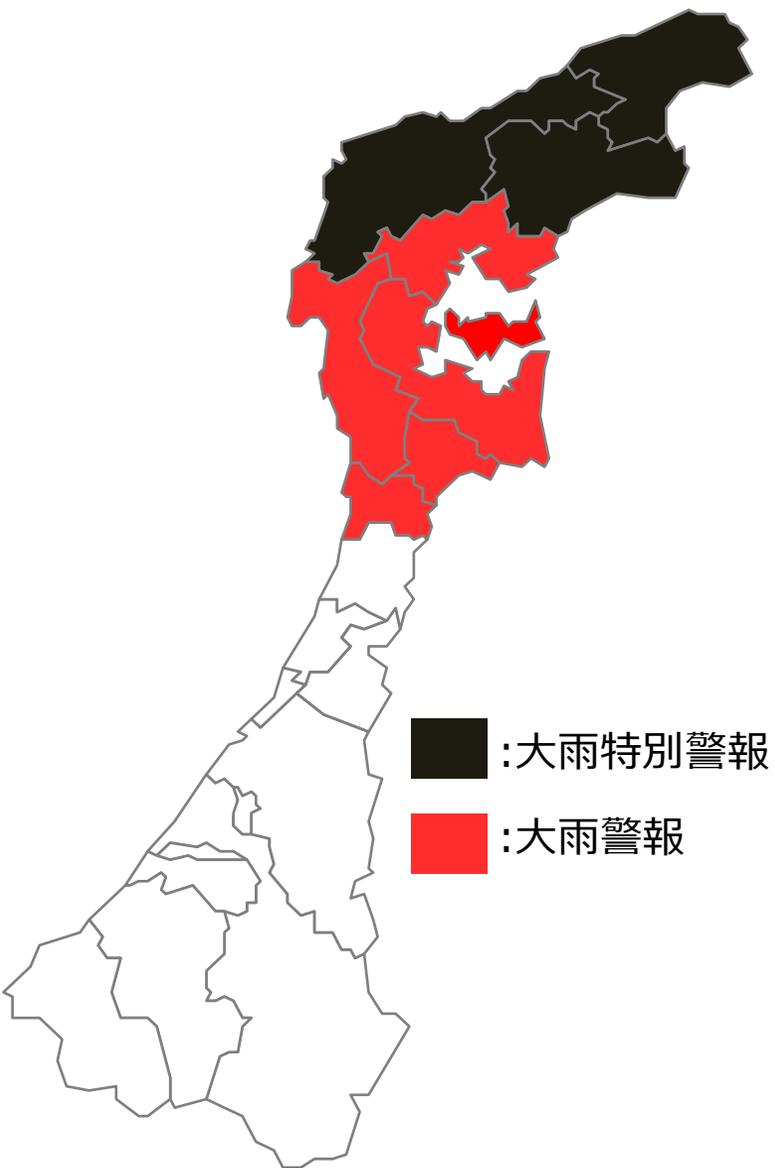


地盤沈下 (能登地方全体 (七尾湾側))



液状化、側方流動 (内灘町ほか)

# 令和6年奥能登豪雨の状況



- 9月21日に発生した線状降水帯により、22日にかけて奥能登地域を中心に大雨
  - 輪島市、珠洲市、能登町に**県内初の大雨特別警報が発表**
  - 輪島市や珠洲市では**24時間雨量が観測史上最多を記録**
- ⇒ **地震から8か月あまりで再び大きな被害が発生する二重災害となった**

## <人的・住家被害の状況> 4/30時点

死者	16人	
行方不明者	0人	
負傷者	47人	(うち重傷 2人)
住家被害	1,859棟	(うち全壊82棟)

# 奥能登豪雨の被災状況

特に豪雨被害が  
大きかった市町



河川氾濫・堤防破壊  
(輪島市久手川町)



河川氾濫・堤防破壊  
(珠洲市若山町)



河川氾濫  
(輪島市町野地区)

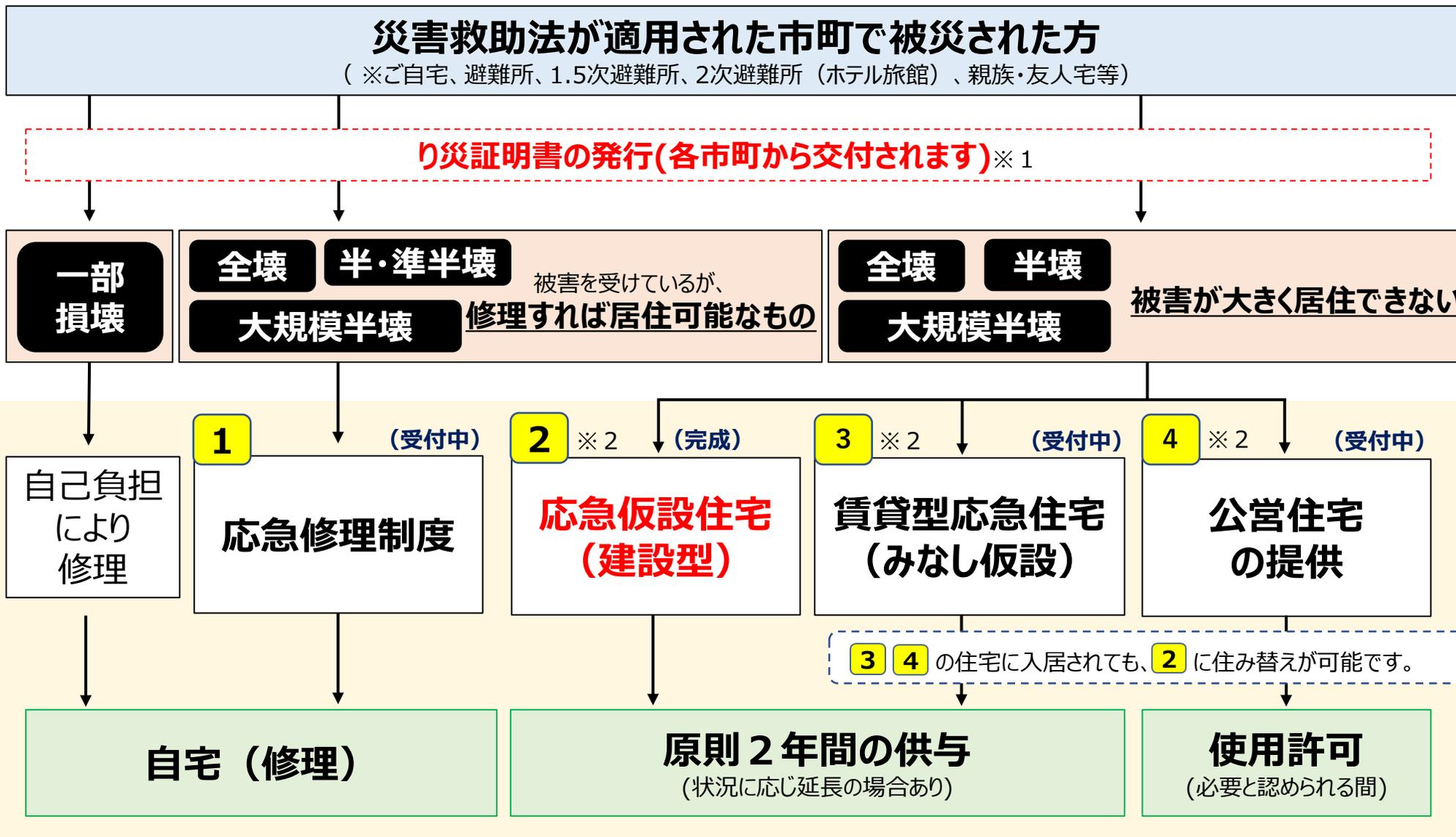


市街地洪水  
(輪島市中心街)



土砂崩れ・土石流  
(珠洲市大谷町)

# 応急的な住まいの支援



※1 り災証明書の発行前でも、①の修理の実施や②～④の仮設住宅等への入居が可能です  
 ※2 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがあったり、ライフラインが途絶えていたり、地すべり等で避難指示等を受けている、など長期にわたり自らの住居に居住できないと市町長が認める者は、②～④の利用が可能です

建設型応急住宅とは、災害救助法に基づき、災害によって住まいを失った被災者が、自らの資力では住宅を確保できない場合に提供される一時的な住居。

## 対象者

- (1)住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者
- (2)半壊（「中規模・大規模半壊」を含む。）で、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う者
- (3)二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受け、長期にわたり住宅に居住できないと市町長が認める者

## 供与期間

- (1)建築工事が完了した日から2年以内
- (2)災害時に借家・公営住宅に居住されていた方は、入居日から1年以内  
（1年以内に新たな物件に入居することが困難な場合には、2年以内まで延長可能）

## 入居者の負担経費

光熱水費、引越費用、自治会費 など ※ 家賃、駐車場は無料